

令和7年度月形町物価高騰に関する生活支援・経済支援一覧【1月までの決定分】

(令和8年1月16日)

| No | 区分  | 対策・支援等                      | 対象者                                | 概要  | 開始時期                    | 問合せ先           |
|----|-----|-----------------------------|------------------------------------|---|-------------------------|----------------|
| 1  | 個人  | 住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金給付事業      | 令和6年度住民税均等割が非課税である世帯               | <p>価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給しました。</p> <p>■対象世帯<br/>令和6年12月13日現在において、月形町に住民票がある世帯のうち、令和6年度分住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>□対象外<br/>世帯の全員が「住民税が課税されている人」の扶養親族等である世帯</p> <p>■給付内容<br/>1世帯当たり3万円給付</p> <p>■申請方法<br/>4月30日(水)までに郵送又は窓口へ確認書を提出</p> <p>※本給付金は、差押禁止および非課税の対象となります</p>  | 令和7年3月<br>(この事業は完了しました) | 保健福祉課<br>地域福祉係 |
| 2  | 個人  | 住民税非課税世帯等重点支援こども加算臨時給付金給付事業 | 令和6年度住民税均等割が非課税である子育て世帯            | <p>価格高騰の影響により特に家計への影響が特に大きい低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給しました。</p> <p>■対象世帯<br/>住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金の対象となった世帯で、令和6年12月13日現在、18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯、もしくは令和7年7月31日までにお子さんが生まれた世帯</p> <p>■給付内容<br/>児童1人当たり2万円給付</p> <p>■申請方法<br/>住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金の手続きをされた方に対して、随時通知書を送付</p> <p>※本給付金は、差押禁止および非課税の対象となります</p>   | 令和7年3月<br>(この事業は完了しました) | 保健福祉課<br>地域福祉係 |
| 3  | 個人  | 定額減税補足給付金(不足額給付金)給付事業       | 令和6年に支給した調整給付(当初給付分)の支給額に不足が生じた方など | <p>物価高への支援として、令和6年分所得税額及び定額減税の実績額などが確定した後に、本来支給すべき支給額(調整給付所要額)と調整給付金の支給額(当初調整給付額)に差額が生じた方などへ、その差額として給付金を支給しました。</p> <p>■対象者<br/>対象者① 令和6年に支給した調整給付(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方など<br/>対象者② 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和5・6年度分の非課税世帯(又は均等割りのみ世帯)向け給付金を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、青色事業専従者または事業専従者の方・合計所得金額が48万円超である方など</p> <p>■給付内容<br/>対象者① 「不足額給付時における調整給付所要額」 - 「当初調整給付時における調整給付所要額」<br/>対象者② 4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円)</p> <p>■申請方法<br/>対象者①の方は「確認書」を令和7年11月28日(金)、対象者②の方は「申請書」を令和7年10月31日(金)までに郵送又は窓口へ提出</p> | 令和7年8月<br>(この事業は完了しました) | 保健福祉課<br>地域福祉係 |
| 4  | 個人  | 物価高騰対策地域振興商品券交付事業           | すべての住民の方(矯正施設入所者を除く)               | <p>エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響により低迷する個人消費の活性化および町民の生活支援として全町民へ次のとおり地域振興商品券を交付します。</p> <p>■交付要件<br/>令和8年1月1日現在において月形町に住民票がある方</p> <p>■交付額<br/>世帯員全員に1人20,000円(500円×20枚つづりを2セット)</p> <p>■交付方法 各世帯へ直接郵送</p> <p>■交付時期 令和8年3月中旬予定</p> <p>■有効期限 令和8年6月下旬予定</p> <p>■取扱可能店舗<br/>事業に参加する町内の事業所</p>  | 令和8年3月<br>(予定)          | 企画振興課<br>商工観光係 |
| 5  | 学校等 | 物価高騰支援小中学校給食費無償化事業          | 児童生徒の保護者                           | <p>エネルギー・物価高騰により影響を受けている子育て世帯の家計負担を軽減することを目的に、小中学校の学校給食費を無償化します。</p> <p>令和7年4月からの学校給食費を無償化します。</p>  | 令和7年4月                  | 教育委員会<br>学務係   |

令和7年度月形町物価高騰に関する生活支援・経済支援一覧【1月までの決定分】

(令和8年1月16日)

| No | 区分  | 対策・支援等             | 対象者                    | 概要  | 開始時期           | 問合せ先            |
|----|-----|--------------------|------------------------|---|----------------|-----------------|
| 6  | 個人  | 商品券発行事業            | 商品券購入者                 | <p>物価高騰の影響を受けている町民の生活支援及び町内工商业者の振興を図るため、町内で使用可能なプレミアム付き商品券を発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ プレミアム率20%</li> <li>■ 販売価格 1セット 10,000円<br/>(500円券×24枚入り12,000円分)</li> <li>■ 有効期限<br/>令和8年2月28日</li> <li>■ 取扱可能店舗<br/>事業に参加する町内の事業所</li> </ul>  | 令和7年11月        | 企画振興課<br>商工観光係  |
| 7  | 事業者 | 公衆浴場物価高騰対策支援金      | 株式会社月形町振興公社            | <p>物価高騰および原油価格高騰の影響を大きく受けている公衆浴場運営事業者に対し、事業の継続に向け支援金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象事業者<br/>令和7年4月1日時点で営業許可を受けている公衆浴場営業者</li> <li>■ 支援内容<br/>原油価格高騰による負担増額分を補助する。(重油に限る。)</li> </ul>   | 令和8年2月<br>(予定) | 企画振興課<br>商工観光係  |
| 8  | 事業者 | 月形町農業資材等物価高騰対策支援事業 | 農業者                    | <p>農業資材等の高騰によって生産コストが増加している農業者に対し、支援金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象者<br/>・令和6年中の農業収入が年間100万円以上あり、かつ、令和7年も継続して営農している個人又は法人<br/>・認定農業者又は認定新規就農者若しくは農地を所有し農業収入で生計を成り立たせていると町長が認める者</li> <li>■ 支給要件<br/>・令和8年1月1日現在町内に住所を有する農業者であること<br/>・営農を継続する意思があること<br/>・町税の滞納がないこと<br/>・農業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること</li> <li>■ 支援内容<br/>令和6年の農業収入に応じて2万円から10万円を交付します。<br/>農業収入 1千万円以上 10万円<br/>300万円以上1千万円未満 5万円<br/>100万円以上300万円未満 2万円</li> <li>■ 申請方法<br/>郵送方式、窓口申請方式、電子メール方式のいずれか</li> <li>■ 申請期限<br/>令和8年2月27日</li> </ul> | 令和8年2月2日       | 農林建設課<br>農政係    |
| 9  | 事業者 | 医療・福祉施設物価高騰支援事業    | 町内に所在する福祉施設・医療関係機関など   | <p>物価高騰に大きな影響を受ける医療・福祉関係施設などに対し、運営の安定を図るため支援金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象<br/>(対象13法人24事業所)<br/>町内に所在する福祉施設、医療関係機関など</li> <li>■ 交付額<br/>・定員がある福祉施設等 定員×20千円<br/>・定員のない福祉施設等 50千円<br/>※自宅を使用しかつ基本的に利用者が事業所を訪れて使用することのない福祉施設等は20千円</li> <li>■ 申請方法・期限<br/>別途対象の福祉施設などに連絡します</li> <li>■ 支給対象者<br/>対象となる福祉施設などの長</li> </ul>  | 令和8年1月         | 保健福祉課<br>高齢者支援係 |
| 10 | 個人  | すこやか子育て応援手当臨時給付事業  | 町内の18歳(高校3年生)までの児童の保護者 | <p>国の重点支援地方交付金を活用し、国の物価高対応子育て応援手当に上乗せ支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 支給対象者<br/>物価高対応子育て応援手当給付事業の支給対象者</li> <li>■ 支給内容<br/>対象児童1人につき2万円</li> <li>■ 申請方法<br/>・公務員の方：物価高対応子育て応援手当の申請があった方に対し、申請不要で口座振込します。<br/>・公務員以外の方：申請不要で、町から児童手当の振込口座へ振り込みます。<br/>※本給付金は、差押禁止および非課税の対象となります</li> </ul>  | 令和8年3月<br>(予定) | 保健福祉課<br>地域福祉係  |
| 11 | 施設  | 農業集落排水事業会計繰出金      | 月形地区終末処理場              | <p>月形地区終末処理場に係る照明設備のLED更新及び機械設備の制御装置を導入することで省エネ化及びコスト低減を図り、下水道料金の増額改定を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内容<br/>月形地区終末処理場の照明設備LED更新及び機械設備の制御装置(インバータ)を導入します。</li> </ul>  | 令和8年2月         | 住民課<br>生活環境係    |

令和7年度月形町物価高騰に関する生活支援・経済支援一覧【1月までの決定分】

(令和8年1月16日)

| No | 区分 | 対策・支援等             | 対象者                   | 概要   | 開始時期   | 問合せ先           |
|----|----|--------------------|-----------------------|--|--------|----------------|
| 12 | 個人 | 物価高騰対応こども園給食費無償化事業 | 花の里こども園に通園する3～5歳児の保護者 | 物価高騰で費用がかさむ子育て世帯に、町内唯一の保育・教育施設である認定こども園の給食費を無償化します。              | 令和7年4月 | 保健福祉課<br>地域福祉係 |
| 13 | 施設 | 農業集落排水事業会計繰出金      | 月形地区・市南地区終末処理場        | 電力価格の高騰により経費が増大した農業集落排水事業会計に対し、一般会計繰出金を充当することで、下水道料金の増額改定を抑制します。 | 令和7年4月 | 住民課<br>生活環境係   |